

秩父市農業委員会 令和8年 第6回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

(1) 開会日時 令和8年6月23日(火) 午後2時00分

(2) 閉会日時 令和8年6月23日(火) 午後3時55分

(3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階研修室

2 会議を組織する委員の定数

(1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

(2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	欠席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席	●		富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)
- 議案第32号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (2件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 幹	小 川 英 孝	書記
主 査	笠 原 信 之		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	平 沼 治 貴		主 任	森 前 大 樹	
			主 事	高 野 友 陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

7番 豊田 恵男 委員 及び 8番 黒沢 昌治 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。まず1、通知書の受理についてです

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。番号1が農林公社と耕作者との間で、番号2が所有者と農林公社との間での解約となります。合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

次に2、農地法第3条の規定による許可の取消についてでございます。令和●年●●月総会において、ご審議をいただき同年●●月●●日付けで農地法第3条の規定による許可を受けていた案件でございますが、農作業に従事する日数と時間が確保できなくなり、今回取消の申請が提出されたものでございます。以上でございます。

日程第 6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第6回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (6 件)

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)

議案第32号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (2件)

以上でございます。

日程第7 議案審議

議案第 29 号上程 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議

題いたします。本案番号3につきましては、●番、●●●●委員が譲受人の●●となっております。

り、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号３以外を審議し、その後番号３を審議いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号１について説明します。議案書の１ページ目をご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●、田 2 筆、面積は合計●●m²で、●●●●●が所有する●●です。

今回の申請は、譲受人が●●●●●●●●の扱いが農地であったため、農地法の許可が必要となるものです。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から北西●●●mに位置しております。申請事由について説明します。譲受人は申請地周辺の農地を所有しており、今回の申請地を取得し、一帯の農地として管理したいとして申請に至りました。今後の予定としては、現在の所有農地が周辺土地と比べて低く水が溜まり耕作が困難であることから、農地法第3条許可を受けた後に農地改良の手続きを行った上で、農地へ盛土を行いたいとのことです。

譲受人の農作業歴は●●年、一緒に耕作を行う世帯員は●●年で、農作業への年間従事日数は譲受人が●●●日、譲受人の●が●●●日、譲受人の●●●が●●●日を予定しています。また、作付作物としては、●●●、●、●、●●、●●●を栽培する予定です。権利の種類は、所有権移転です。なお、譲受人が所有している農地の一部が●●●●●●●●●●●●として利用されていますが、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●を確認したところ、農地法施行以前から利用されていることが確認できました。そのためこの●●●●●●については、農地法の手続きが不要となり、譲受人は所有農地を適正に管理していると判断しました。また、●●●●●●●●●●●●についても一部●●●●●●として利用されている箇所があります。こちらについては、本申請の手続きが完了した後、●●●●●●として●●●●●●●●●●●●を提出していただく予定です。現地を確認したところ、一部保全管理、一部●●の状態でした。

事務局（森前主任） 私からは番号2について説明します。議案書の1ページ目をご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●

畑1筆、面積は●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した農地です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●から南西●●●mに位置しております。申請事由について説明します。譲受人は昨年●月に申請地を3条申請で賃借権設定の許可を受けており、以来耕作を行っています。この

[illegible]

事務局（笠原主査） 譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

事務局（平沼主査） 私からは、番号5について説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在・契約内容等は議案書記載の通りです。申請地は、●●●●●●●●、畑1筆●●●●㎡で、●●●●北西約●●●m付近に位置しており、先ほど諸報告にて取消申出のあった土地となります。

譲受人は●●●で使う●●を栽培する予定とのことです。慣れてきたら、●●など他の●●類も栽培していきたいとのことでした。現地を確認したところ、草刈等管理・作付けをされておらず、雑草や一部雑木が茂っており、草刈やトラクター等で耕すことにより利用可能な黄色区分の遊休農地でした。譲受人は●●●を営んでおり、●●●で使用している●●●●、●●●●●や●●●●●等を使って耕し農地を整備する予定であります。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 区今井 和美委員 1 区の推進員の今井です。先日事務局と一緒に現地を見てまいりました。吉川委員さんもおっしゃったように、一部●●のところが、●●で引っ掛かるっていうことでしたけれども、●●●●●は別にきちんとあるので、●●●●●として届出をしていただければ、問題がないのではないかと思います。私が行った時は、譲受人の●●さんも、いらっしゃって、割とこれから耕作していくのに、凄く積極的だったので、ここを盛土して平らにしていいただければ、水が溜まることもなく、ご自宅の方を見てみても、綺麗に作物が作ってあったので、問題がないかなと思います。以上です。

1 区今井 和美委員 1 区の今井です。このところは、あの前回も私 3 条申請で行ったところなんですけど、前は●●からこちらに越していらっしゃるっていう話だったので、ちょっと心配はしてましたが、あの前回見た時よりも、作物が更にパワーアップして増えてまして、●●●・●●●●●●●・●●●●●●●・●●●●●●●・●●と増えてましたので、安心して特に問題はないかと思えます。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。4番について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。先日●●日に笠原主査さんと高田推進員さんと3人で現地を確認しました。所在地は、よく管理されていまして、譲受人の畑とは地続きになっております。自宅も近いということで、なんの問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5区 高田 忠一委員 5区の高田です。事務局、黒田さんの方からの説明の通りで、ちゃんと耕作されてて、今自分で耕作してる所と、今度の申請地が、少し段差があって、でも同じ敷地でちょっと、盛り上がってるようなとこなんだけど、逆にあそこ、上手く耕しちゃえば、1枚の畑になっちゃって、耕作がよりしやすくなるかなって、話ながらきました。で、耕作してもらえればありがたいし、いいことだと思いますんで、よろしくお願いします。

1 3番 新井 一雄委員 1 3番新井です。番号5、6について意見を申し上げます。概要は、事務局の説明の通りです。番号5については、昨年●●月で先程の報告であった通りです。一旦、契約取り消しとなりまして、今回新たに譲受人が●●さんに変更となったっていう案件です。現地を確認しましたところ、かなりの傾斜地ですが、南側に面して良いところです。このままですと、土地は荒廃することが目に見えています。譲受人は、●●●から●●から●●●●●●ぐらいかかるということと思いますが、今回無償譲渡により●●●●で●●●●を行うということでして、大変喜ばしいことだと考えます。番号6についてですが、後程これ関連して5条案件にも出てきますけども、譲受人が●●●●●●●●●●に家を建てるにあたりまして、同時に売買による所有権移転で農地を取得したいということです。特段問題はないと考えます。以上です。

6区 木村 誠司委員 6区の木村です。先日、新井農業委員さんまた事務局の方と現地を確認してきました。現在は、草とか茂っていますが、耕運機・草刈り機等によって、耕作地として、利用できると思います。また雑木については、●●●や●●●●●などお持ちだそうで、そういったものを活用して農地を耕していただいて、全体利用いただけるということです。まずは●●を栽培し、後に●●等の野菜を作っていきたいということ、また、家屋と農地を一体利用ということで、遊休農地、また空き家解消という観点からも応援したいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6区 浅見 喜一委員 6区の浅見です。先程高野主事から説明があった通りです。先日新井委員と一緒に見てきましたが、まだあの耕作はされてませんが、本当にあの地理的にも凄いいいところですし、そこで、農業等頑張っていただければ、いい作物ができるんじゃないかと思うので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。番号2についてなんですが、この畑が●●●㎡で、かなり広いんですけども、これを所有権移転で、贈与ということなんですが、なんか特別な理由があったら説明をお願いします。

事務局（森前主任） もともと生前●●●●さんがお持ちだった農地を●●●●が３条申請で使用
貸借の許可を得て、耕作をしていました。今回、●●●●が●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●で所有権移転となりました。

(「質疑なし」と言う人あり)

お諮りいたします。議案第29号 番号1、番号2、番号4から番号6について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 次に、番号３についてを議題といたします。●●●委員におかれましてはご退出をお願いします。

(退出を確認し)

事務局（小川主幹）番号3について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●、畑1筆、●●●㎡。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●交差点の東側約●●●m離れた場所に所在し、昭和●●年に相続により取得した土地です。譲受人は、申請地を売買により取得し、耕作をしたいと申請されました。

申請地は、田んぼとして稲作を計画しております。農機具としては、●●●●●●●●●●を所有しております。譲受人は●●歳台、農作業歴としては●●年、●●●と●●を育てております。

現地は、●●●の山中にございまして、周囲は全て、山林。申請地も以前は山林の状況になっていたそうですが、たまたま昔の棚田の石垣を発見し、譲受人と、その●●●、●●●●●●●●●の方々に、棚田を再生することを決め、道路を作り、石垣を積み直し、7段ある棚田の一部を再生いたしました。●月●●日に●●人程度の関係者が集まって、田植え作業を行いました。当日は田口委員さんと現地確認を行いました。また●月●●日には井原委員さんと現地確認をしました。

進入路、水の問題、有害鳥獣の対策が懸念事項かなと思っておりましたが、●●●●●●●●●●
●●●●●●●から、ウンボや軽トラが入れるような道路ができおり、また、現地は水が豊富
で、周囲は湿地のような状況になっておりましたので水は、問題ないと思われます。有害鳥獣対
策については、鳥獣対策課の職員に見てもらっており、電気柵を設置するとのことでした。

田植えのときの写真を撮ってきましたので、参考にしてください。私からは以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号3について説明させていただきます。概要は事務局の説明の通りになります。先日現地の方を視察しまして、こちらの方の場所に行くにあたって、●●●●●●●●●●●●●●●●という施設です、そちらの方からこうちょっと山道を途中のところまで、車で登って行って、途中から歩いていくっていう形になりまして、本当に山林の中に道を重機で作って通して、そのこの現地の方まで行けるような形になっているのですが、なかなかこの場所を田んぼとして、再生させるっていうのは、本当に多分全く普通は考えられないことなので、今回、そういうあの●●●●の皆さんだったりいろんな方が、そういう重機の資格を取ったりとか、もうかなり努力して、今回、1つの棚田再生っていう形になったんですが、今後その下の方の部分も、頑張っていきたいっていう風におっしゃっていたので、これは、応援しないわけ

にはいかないことかなと思って思います。本当に、こういう形で再生するところを見れたのは、本当に貴重な経験だったと思います。皆様のご検討の方お願いいたします。

3区 田口 徳行委員 はい。3区田口です。番号3について意見申し上げます。先日●●日、●●●だったんですけども、小川主幹さんと一緒に現地確認を行いました。大変な山の中で、道がなく、以前も農地パトロールでは、農地があるということはわかっていたんですけども、現地に赴くことが実際できないような状態で、現地確認ができません、っていうようなところでありました。で今回、●●●●●●の中にありまして、管理運営をされてる●●●さんの案内によりまして、現地に行くことができました、道がなかったっていうことですけども、今お話のように重機等を使って、広い道が出来ておりました。●●●㎡で、約●●坪ぐらいですけども、現地を見る限りでは、棚田的に、ちょっと様子が見えたな、今までも利用があったのかなっていう気になります。その中で一面、だいぶ整地されてまして、機械等を使ったり、色んな形で整地されてる状況にございまして、当日あの田植えをするんだっていうことで、お話を聞いてまして、どんな形で田植えをされるのかな、って楽しみにして見てたんですけど、ほとんどの方が初心者で、長靴を履いている人もいたり、田植えをしたことがないから、水をいっぱい張っちゃって、足跡を付けちゃ駄目だよ、とかって色々なお話が出て、ワイワイ賑やかになって、なんとか済んだのかなっていう形で、途中で帰ってきたわけなんですけども。遊休農地の復活という事で、いいもの見せさせてもらったなってことで、小川主幹さんとお話をさせてもらって帰ってきたわけなんですけど、非常に有効な利用ができて、この案件については非常によろしいかと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

5区 高田 忠一委員 5区高田です。参考に、今1枚だけなんですけど、その下にもずーっと、やっってこうとすればあるんですか。何枚くらい。

事務局（小川主幹） 7つあって、今復活してるのは、1段なんですけど、これからもやろうと思っている予定はあります。

5区 高田 忠一委員 わかりました。観光用としては、人を呼べるので、すげえ面白いことだなと思うし、●●●さんが中心となって、かなりの観光用な取組みをしてるので面白い。今のような形の部分で新たな取組みをしていけば、人寄せができるので、ただ単に耕作をするという形ではなくて、むしろさっきの田植えなんかは、一切やったことのない人が、どんどん来てもらう方が秩父としては、ただ田植えをただじゃなくて、食べ物も食うし、お土産も買って帰るし、そういう意味で金を落としてもらえるので、そういうものを、発見できれば面白いなという風ないい事例だと思います。以上です。

7番 豊田 恵男委員 はい。7番豊田です。今のこの地図見るとだいぶ山の中らしいんですが、今までの農地パトロールの判定は、どんな判定だったんでしょうか。

事務局（小川主幹） はい、赤です。山林だったの。

7番 豊田 恵男委員 なぜ、こんなところに田んぼがあったのか。で、この北谷戸さんって人が、その他の田んぼも持ってるんですか。その他にもあるって言いましたよね。

事務局（小川主幹） 譲渡し人が持っているのは、その棚田ですが、段々になってまして、全部で、7つ段があるような形状になっております。その7段の棚田の現況は、地目が田の部分と地目が山林の部分にまたがっております。今回申請があったのは、地目が田の部分です。隣接する地目が山林の部分についても棚田の形状がみられて、こちらも以前は今回の譲渡し人の所有でしたが、すでに山林として譲受人が取得しております。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号 番号3について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第30号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主幹） 私からは番号1について説明します。議案書の3ページ目をご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●、畑1筆、●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。申請地以外に●●●1筆、●●●㎡を一体利用し、所用面積は合計●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●から北東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場です。申請事由について説明します。申請者は、これまで申請地に隣接する雑種地を駐車場として利用してきましたが、この度周辺農地を自己用住宅として転用するに当たり、現在の駐車場の一部を住宅の進入路として使用することになりました。そこで残りの土地だけでは駐車場として利用することが困難であることから、申請地を併せて駐車場として利用したいとして申請に至りました。なお、今回の申請に当たり、周辺土地を調査したところ、これまで駐車場として使用していた土地の一部に農地が含まれていたことが発覚しました。そのため、本申請に始末書が添付されています。資金調達計画は整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地は有りません。現地確認したところ、保全管理の状態でした。説明は以上です。

黒澤事務局長 私からは番号2について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、畑1筆、●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は ●●●●●●●●から西に約●●●メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として第2種農地と判断しました。転用の目的は、既存住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。この後の5条案件でご審議いただくのですが、●●の自己用住宅の新築にともない現地を確認したところ、現在居住する土地は、建築基準法上の接道がない事がわかり、是正するため、敷地の拡張を申請するものです。隣接地に同意が必要となる農地はなく、

令和●年●月●●日に農振除外申出の許可が降りている農地となります。現地を確認したところ、耕作されておりました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見を申し上げます。概要については、先程事務局の説明の通りです。目的は、駐車場ということです。これまで農地の一部を駐車場として利用しており、始末書を添付されています。申請書類は整っており、必要性も述べられていることからやむを得ないのではないかと判断してまいりました。また、今回の申請に併せて周辺の農地で●●●●●●提出されています。こちらの案件については、この後の議案で事務局から説明をいたします。ご審議をよろしくお願いします。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。議案第30号番号2番の案件で、先程の黒澤事務局長の話の通りでございます。これに関連するのは、また、5条の9番で、またあの話が継続するような形になりますので、ここの問題はこれで皆様に審議いただき、了解いただけたらと思います。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

暫時休憩いたします。再開は午後3時5分といたします

～休憩～

議案第31号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議

題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明します。議案書の4ページをご覧ください。まず、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑1筆、●●●m²で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●から北東●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由を説明します。譲受人は現在、アパートに仮住まいしていますが、手狭になってきたため、住環境の良い申請地へ住宅を建築したいとして、この度申請に至り

ました。権利の種類は所有権で資金調達計画は整っています。また、隣接農地耕作者からは転用に
対する承諾書を得ております。現地を確認したところ、保全管理状態でした。

次に、番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。
申請地は、●●●●、畑1筆、●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。申請地以外
に雑種地1筆、●●●㎡を一体利用し、所用面積は合計●●●㎡です。案内図をご覧ください。申
請地は●●●から北東へ約●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途
地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、進入路で
す。申請事由を説明します。申請者は、先ほどご説明いたしました議案番号30番第1号の、駐車
場議案番号31番1号の自己用住宅を計画する上で、敷地を最大限有効活用するために申請地を
共有の進入路として利用したいとして、この度申請に至りました。なお、申請地の一部が駐車場と
して利用されていたため、申請に際し始末書が提出されています。権利の種類は所有権で資金調
達計画は整っています。また、隣接農地に承諾書が必要となる農地はありません。現地を確認した
ところ、一部が駐車場、残りが保全管理状態となっていました。

次に番号3について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。
申請地は、●●●●、畑1筆、●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。
案内図をご覧ください。申請地は●●●から北東●●●mに位置し、立地の基準につきましては、
都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。
転用の目的は、自己用住宅です。申請事由を説明します。譲受人は現在、●●●●に仮住まいして
いますが、手狭になってきたため、●●●●する申請へ住宅を建築したいとして、この度申請に
至りました。権利の種類は使用貸借権で資金調達計画は整っています。また、隣接土地に承諾書が
必要となる農地はありません。現地を確認したところ、不耕作状態でした。

次に番号4について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。
申請地は、●●●●●●、畑3筆、合計●●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。
案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から北西に●●●mに位置し、立地の基準
につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第
2種農地と判断しました。転用の目的は、資材置場です。申請事由を説明します。譲受人は、●●
●●●●●●を主とした●●●●を営んでおり、●●●●の土地●箇所を資材置場として利用していま
す。しかし、数年前からその資材置場が手狭となり、新たな資材置場を探していたところ、耕作を
行う予定がない申請地の紹介を受け、この度申請にいたしました。権利の種類は使用貸借権で資
金調達計画は整っています。また、隣接農地の耕作者からは転用に対する承諾が得られていると
のことです。なお、申請地の入口付近の通路に砂利が撒かれおり一部違反転用状態であったため、
譲渡人から始末書が提出されています。現地を確認したところ、一部が通路、残りが不耕作状態で
した。説明は以上です。

事務局（森前主任） 番号5番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のと
おりです。申請地は、●●●●●●●●、1筆、計●●●●㎡です。隣接の●●と併せて、計●●●●●●
㎡を一体利用地とします。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から南東に約●
●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地と
して第3種農地と判断しました。転用の目的は、住宅敷地の拡張です。申請事由について説明し

使用貸借で、資金調達計画は整っています。また、隣接地に同意が必要となる農地はなく、令和●年●月●●日に農振除外申出の許可が降りている農地となります。現地を確認したところ、耕作されておりました。

事務局（高野主事） 続きまして、私からは番号10について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、●●、畑2筆、計●●●㎡で、それぞれ昭和●●年、令和●年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から東に約●●●mの地点にあります。先ほどの3条6番と隣接する案件になります。本申請地は農業振興地域区域内の農用地でしたが、令和●年●月●●日付で除外の決定を受けております。立地の基準につきましては、●●●●●●●●から●●●m以内にある農地として、第3種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅および進入路です。

[illegible]

なお、この進入路部分の筆に一部既存の●●がかかっており、昭和●●年頃から建てて利用してしまっただけで、土地所有者からの始末書の添付もされております。権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っております。現地を確認したところ、宅地部分は不耕作の状態で、進入路部分は物置がいくつか建っておりました。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番の吉川です。番号1から3について、意見申し上げます。番号1と2については、関連がありますので、合わせて一緒に説明させていただきます。概要については先程事務局が説明した通りです。目的としては新築の住宅を造るということです。申請地の一部を駐車場として違反転用していたということで始末書が添付されています。議案第30号番号1と同じく、やむを得ないかというような判断しました。それとその進入路に関して、自己用住宅を作る1番の部分が、進入路を使うにあたり、共有でその道を使わしていただけるという状況は確認させていただいたということで、その点も問題がないというように判断しました。2番のその進入路も、先程言った通り始末書が添付してあります。事務局が作成した案内図で全体的に色分けしてありますけども、これが完成図になということで、特に問題がなくやむを得ないのではないかと思います。周りも保全管理、駐車場で使うところもその奥も保全管理状態で、やむを得ないというように判断いたしました。続いて3番ですけども、ここも、説明は事務局が説明した通りです。ここは、農地パトロールでは、黄色のひどいような状態で、毎年どうにかならないかなというように見てたとこなんですけども、今回譲受人が実家の隣接地に自宅を建てることになりました。申請地の北側と南側には、それぞれ譲渡人が所有しており、農地として残すと聞いています。今回、このような形で農地が分断されて残ることはやむを得ないと考えていますが、管理状況が不耕作状態となっています。本来農地として管理していただく場所なので、これを機に耕作していただくように事務局から申請者の代理人へ説明を行っていただきました。以上です。

11番 富田 博明委員 11番富田です。番号4について意見を申し上げます。先日、事務局の川上主任と一緒に現地を確認したんですけども、現地は保全管理というか、草は刈ってある状態

です。一部、砂利が敷いてあったということで、以前にですね、近くの●●●●●●●●会社が借用して、その●●●●●●みたいなものを置いてたというっていうのがあったらしいんですけども、それはもう出しといて、更地の状態でした。近隣の宅地と農地が面してる場所に関しては、承諾書も得てるということで、問題ないのかなと思います。ただ、ずっとうなぎの寝床みたいな形になってまして、奥に長いんですけども、資材置き場っていうことで、使うことはできると思うんですけど、周りの農地に影響が出ないように、上手く使ってもらいたいなという風に思いました。皆様ご審議よろしくをお願いします。

1 番 新井 範委員 1 番新井です。事務局のご案内の通りなのですが、あの●を自宅で、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●で作って、いつも●●●●●●●●●●てやっています。元はあのこのところに、2 軒家が建ってたんですけど、あの全部壊して農地のままということで。なんら問題がないのかという風に思います。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号6について意見申し上げます。概要については先程事務局で説明した通りです。その点線で囲ったところが、元々古い家がありまして、去年ですかね、壊しまして、更地にして、住んでいた人から見ると、●●●●の家を作るということで、今回上がってきていると思います。あの進入路ですが、以前からずっと使ってたということで、始末書も添付してあるということで、やむを得ないんじゃないかというような判断しました。それとちょっと1点違うんですけど、その進入路の手前に白い、太陽光との間にちょっとした建物があるんですけど、これが去年1年以内に、知らないうちにちょっと作っちゃったような感じで、許可を得てないということで、今回、進入路に面してるということで、事務局の方に、その辺はちゃんと申請をしてくださいということで、お願いをしました、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。7番について意見を申し上げます。先日小川主幹と現地確認を行いました。この土地については、●●●●●●●●●●●●●●●●というところにあるわけなのですが、現地確認で初めて畑の中へ入ってみました。●●●●●●●●●●で、年中通ってはいりますが、初めて足を踏み入れたということでございます。非常にあの荒れていましてですね。世帯主の方が生きてるうちは、親戚の方が草刈りをしたり色々面倒見たようでしたが、これを見ますと、●●●が、確かにいて、それを●●●●が相続したのかなあ、こういう風な感じを受けます。これを中に入って見て荒れた土地をですね、畑にというのは非常に、しばらく耕作をしていないって事もありますし、ちょっと無理かなあと。広い畑でこっちも大変もったいないかなあとは思いますが、やむを得ないかなあと 생각합니다。皆さんのご判断よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号8について意見申し上げます。説明については事務局の説明の通りです。現況が今家が建っておりまして、●●で今回入って住むということで、私もよく知ってる家でありまして、今回隣の家が農地ということで、買う形になってるんですけども、現況見たところそこ農地なんですけど、小屋が2つぐらい建っていますが、それも一緒に壊して、拡張をしてやりたいということです。隣近所や周りに対しても問題なく聞いておりますので、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。9番について説明いたします。この土地は農振除外申請も許可が下りております。実質、家を建てるところは宅地になってますので、その進入路という形になると思います。手前に市道が入ってますので、市道に隣接しなくては、先程の4条の場合と同様に進入路と

いう形で、建築基準法により進入路を別々に2通りというような感じになるんじゃないかと思います。これはそれがないと奥に家は建てられないので、隣が●●の土地ですので、これから●●も私と同じ●●●●になるところになってますので、●●●が済むということは、安心して生活できるんじゃないかと思います。審議よろしく願いいたします。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。番号10について意見を申し上げます。概要は、事務局の説明の通りです。自己用住宅と進入路ということで、2筆を売買による所有権移転で取得したいということです。現地に古い物置等はありませんでしたが、始末書が添付されて、特段問題はないと考えます。以上皆様の判断をお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3番 青野 孝司委員 3番青野です。番号10について質問します。あの進入路と宅地の間が接続されてないんですが、これはどういう理由でしょうか。

事務局（高野主事） はい、この間の部分ですが、市の認定道路が通ってまして、ただこの認定道路だけでは幅が2メートルない認定道路ですので、今回車の進入が難しいということで、今回この向かって左側に進入の部分プラスで設けて、車でこの線路沿いの道路から出入りできるようにするというためのものです。確認なんですけど、市の道路ということで、ここに道路が通ってるということになります。以上です。

3番 青野 孝司委員 はい、承知しました。

議長（横田 友会長） よろしいでしょうか。ご質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第31号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第32号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（横田 友会長） 次に議案第32号農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（森前主任） 番号1について説明をいたします。申請地は、●●●●●、畑1筆、●●●●●㎡で、昭和●●年に申請者が相続で取得した土地になります。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から南西●●●●●m付近に位置しております。本件は、この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●日に新井委員さん、●月●●日に今井委員さん、栗原委員さんと現地を確認しました。平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。この2点

により、現地調査を行いました。現地は土地全体が傾斜しており、土地の大部分が山林化しており、農地に復元することは著しく困難な状況でした。なお令和7年度の農地パトロールでは、重機と耕うん機を使用しても農地に復旧が困難な土地として赤判定を受けています。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号2について説明します。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●の南西約●●●メートル付近に位置する土地で、●●●●●●、畑3筆、計●●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。本件は、この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について 申し出があり、●月●●日に担当委員の皆さんと現地を確認しました。非農地の判断基準等については、番号1と同様です。申請地は約●●年前に申請人が相続した土地ですが、申請人は生まれてから一度も秩父に居住したことはなく、相続する前を含めて一度も申請地を耕作したことはありません。申請地は周囲を山林に囲まれております。申請人が相続するかなり前から不耕作の状態が続いており、現在では周囲の土地と一緒に山林化し敷地全体に雑木が繁茂している状況です。農地パトロールの判定では、令和元年から赤判定となっております。以上のことから、本申請地については、山林化していることや周囲の状況から、農地に復元し営農することは困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 番 新井 範委員 1番新井です。事務局のご案内の通りです。現地見させていただいて、先程の写真でもこういう木が繁っているのと、あと●の木とか●●●が生えてたりとかして、これを農地に復元するのは、もう無理だなと。あと傾斜地になってるので、道路から降りてくるところも、もう何度かこう雨が降って、道が崩れてるっていうような状態と、その先がもう湿地みたいな状態に見えるようになってるから、これを全部農地に戻すのは、傾斜地でもあるし、ちょっと無理だろうと思いました。以上です。

1 区 今井 和美委員 1区推進員の今井です。今新井委員さんのほうからありましたように、もう写真を見ていただいて、森林化していることと、あとそのさらに斜面が結構急で、これは厳しいなという感じを受けました。ご審議よろしくをお願いします。

2 区 栗原 恒明委員 2区栗原です。現状は事務局の言われたとおりでございまして、あと新井さん今井さんの言われたとおりで、何しろあんまり行きたくないところです。以上です。

4 番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。2番について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。先日19日でしたけど、笠原主査、推進員の高田さん、新舟さんの4人で現地を確認しました。所在地はですね、●●●●●●●●から●時間もかかるような山奥で、最後の方に行くと、車の四駆でもやっとなようなところで、かなりびっくりしたんですけど。かなりこう大きい木直径30センチぐらいの木がもう生えていまして、大変な所でした。所有者も●●●ということなので、ここに来るのも大変だし、もう畑に復元するのは無理かなと思います。昼間から鹿が飛び跳ねている場所で3頭見ましたけど、とにかく凄いです。ご審議のほどよろしくお願いします。

5 区 新舟 文男委員 5区推進員の新舟です。私のご意見を申し上げます。先程説明した通りでございます。行くのに非常に●●●●●かかると、というような状況ですけども、●●●へ行った状況を

見ますと、行った車の屋根にですね。木々が、垂れ下がっちゃって普通の人が通行できないような、そういう状況のところですよ。最後の家を過ぎて、登っていったんですけども、やっと車が登るか登らないか心配なぐらいのところを登って、行ってきた状態で、その先にあった畑であります。所有者は、ここに住んだこともなければ、果たしてじゃあどこがこの土地だろうな、というような状況と判断をいたしました。この状況で、畑に戻すということは不可能という判断をいたしました。以上です。

5区 高田 忠一委員 5区の高田です。今の説明、前の方達の説明の通りです。あの当然太●●●に行くので、秩父市からもらった鈴では危ないので、あの音では熊にやられる可能性があるので、自分が普段持ってる、もっと音がこう甲高い音でないと駄目なので、鈴を持って行きました。それよりも、行くまでに鹿ラインがいっぱいあるので、いつ鹿が出てきて車壊すんじゃないかって思いながら行ったら、あっと思ったら案の定、鹿が、先程黒田委員さんが言われた通りで、3頭出くわしましたが、昼間から鹿が飛び歩いているような地域っていうのは、あんまりないと思うんですが、普通は夜出てくるんすか、そんなようなところです。●●●に限らず●●●●は自分が、土地を引き継いでも1回も見たことのない、そういう相続をしてる人達がいっぱいいるので、中々レッド判定してた時に前は、通知が1回きてその時にちゃんとその紙1枚持ってけば、簡単に処理ができたのに、それをそのままにしといた部分が、やっぱりかなりあるのかな。で今までも、話したことがあると思いますが、農地判定しても、レッドの部分については、市からは通知が一切いってないから、自分で処理するような、相続の人達も自分の土地見てないぐらいだったら、そんなことはしない、そんな状態が今後ますます増えてくるので、これ改めて●●●●●に行ってみると、ただ農地調査だけの通知文を黄色まで送るのではなくて、なんか考えないといけないんだなっていうことを思いながら帰ってきました。簡単に言うと●●から●●行くより遠いわけですから。分かりますよね。私達が●●●に行きながら遠回りして、●●●を回って帰って来ると、私が●●●行くのとどっちが近いかというと、●●●行っちゃう方が近い、それだけ秩父は広い。そんなことで、当然ながらあの復帰は無理ということで、判断をさせていただきました。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありませんか。

3区 小久保 健司委員 3区の小久保です。1番についてちょっと、聞きたいんですけど、この写真は、先程の説明によると●、●●●等と聞いたんですけど、自分が見ると、随分まっすぐな木に見えるんですけど。

1 番 新井 範委員 これは、この他に●や●●●が生えている。これは●●●です。

3区 小久保 健司委員 これは●ということは、植林ということでしょう。

1 番 新井 範委員 これは、境に植えている、境界に並んでいる木です。昔の人は、●●●や、●●●を畑の境界に植えている。見てもらえばわかるように、全体が山みたいになっていて、●や●●●、雑木が生えていて、もう何十年も手が入っていない状況です。

3区 小久保 健司委員 では、山全体に●が植わっているという事ではないんですね。

1番 新井 範委員 図にある黄色のラインが境界で、位置的にみても、その辺りに植わっている

ようです。

3区 小久保 健司委員 はい、わかりました。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和8年第6回定例総会を閉会いたします。